

茂原都市計画地区計画の変更（茂原市決定）

都市計画東郷富士見地区地区計画を次のように変更する。

名 称	東郷富士見地区地区計画	
位 置	茂原市東郷字富士見、小林字東荒久、字北折戸、本小轡字川久保、新小轡字屋田畠の各一部の区域	
面 積	約 11.2 ha	
地区計画の 目 標	<p>本区域は、茂原市の東部、東郷字富士見、小林字東荒久、字北折戸、本小轡字川久保、新小轡字屋田畠の各一部の区域に位置する。市内有数の工業地及び郊外型の宅地に隣接した区域であり、住宅と工業等の混在による相互干渉が懸念されている。</p> <p>本計画は建築物及び緑地を計画的に誘導することにより、産業機能の維持増進及び産業構造転換等の促進に資する高度情報基盤等の整備推進を図るとともに、周辺の居住環境や自然環境に調和した、市街地の形成を目標とするものである。</p>	
区域の 整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本区域は、良好な地域環境を阻害しない製造業務系の業種を中心とした工業の土地利用の増進を図る。また、敷地内の緑化に積極的に努める。
	建築物等の整備方針	<p>周辺の環境と調和した良好な工業地を形成するため、建物等の整備方針として以下のものを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途の混在を防ぎ、良好な工業用地としての環境を保全するため、建築物の用途の制限を行う。</li> <li>安全で快適な空間を備えた工業地を形成するため、壁面の位置の制限を行う。</li> <li>周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</li> </ol>
	緑化の方針	周辺の環境と調和した緑豊かな工業地を形成するため、敷地内の適正な緑化を図る。

地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場（ただし、建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。）</li> <li>2. 前号の建築物に付随し、用途上不可分るもの</li> <li>3. スポーツ練習場（ただし、当該地区において従事する従業者等のため、施設と一体的利用に供するものとして設置されるものに限る。）</li> <li>4. 寄宿舎（ただし、当該地区において従事する従業者等のため、施設と一体的利用に供するものとして設置されるものに限る。）</li> </ol>
	壁面の位置の制限	外壁若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界から2.5m以上後退させる。
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁等の外観は、著しく派手な色彩の使用を避け、光沢や反射光の生じる材料を多く使用しないなど、周辺の景観と調和した落ち着きのあるものとする。
	緑化率の最低限度	敷地全体の15%とする。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：上位法の改正に伴う文言の整序を行うため、地区計画を変更するものである。

## 東郷富士見地区の地区計画の変更について

茂原市告示第 号  
平成30年4月1日

